





係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対する調査及び前項の規定による情報の提供について、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附屬して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附屬して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるように、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（私立の学校に係る対処）とあるのは、「地方独立行政法人法第四百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずることができる。当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、都道府県知事に対し、学校教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第二十二条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限で、重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学法人をいう。が設置する学校に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項（私立の学校に係る対処）とあるのは、「地方独立行政法人法第四百二十一年法律第二百七十号」第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずることができる。当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に對して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十四年法律第百八十九号）第十二条第二項（私立の学校に係る対処）とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第六百六十二号）第二十二条に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十二条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校には、当該学校設置会社の長及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（学校評価における留意事項）

「前二項」とあるのは、「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によると、都道府県の教育委員会は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村の事務の適正な処理を図るために必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雜則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たつては、いじめの実事が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにならなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に關し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（高等専門学校における措置）

第三十六条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に關し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（施行期日）

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなつたために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

**附 則** (平成二十六年六月一〇日法律第七  
(施行期日) **六号** 抄

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年六月二十四日法律第四  
(施行期日) **六号** 抄

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年五月一〇日法律第四  
(施行期日) **七号** 抄

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** (令和元年五月二十四日法律第一  
(施行期日) **抄**

**第一条** この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年四月二八日法律第二  
(施行期日) **抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二〇日法律第八  
(施行期日) **八号** 抄

**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)  
並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年四月一日